

水域の生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る
農薬登録基準の設定を不要とする農薬について（クロロファシノン）

下記農薬のクロロファシノンはインダンジオン構造を有する殺そ剤であり、その作用機構はげっ歯類に経口摂取させた場合、血液中の凝血要素の量が減少することにより内出血が起こり、死に至る。

本邦での初回登録は 1973 年である。

製剤は粒剤が、適用作物等は貯蔵穀物等及び野そが加害する農作物等として登録されている。

本剤は、倉庫内での使用、又はそ穴への配置使用に限定されることから、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと考えられる。

このため、「殺そ剤に係る農薬登録基準の設定について（対応案）」（令和 2 年 1 月 10 日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 73 回）了承）に基づき、「水系へのばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬」に該当するものとして、水域の生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の設定を行う必要がない農薬として整理したい。

記

農薬名	使用目的	適用場所	使用方法の概要
クロロファシノン	殺そ剤	倉庫	➤ 一箇所当たり約 25 粒を数箇所に配置する。使用箇所及び使用量は適宜増減する。毒餌施用後は、喫食箇所に対して、3～5 日間連続配置する。
		農地、山林等	➤ 本剤約 10～25 粒を紙包みとし、巣穴に投入する。使用量は通常 10a 当り、本剤 250～500g となる。毒餌施用後は、喫食箇所に対して、3～5 日間連続配置する。